

井上正鐵直門野澤鐵教の生涯

—岸本昌熾『先師野澤鐵教先生眞傳記』の翻刻と紹介—

荻原 稔

はじめに

天保期の江戸近郊で神道的な民衆教化活動を行った武蔵国足立郡梅田村（現在の足立区梅田）の神明宮神主井上正鐵（一七九〇～一八四九）は、寺社奉行による取締を受けて、三宅島へ遠島に処せられた。しかし、その後継者たちは、度重なる取締をかいくぐって、明治に至るまで活動を継続し、明治五年（一八七二）には教部省により「吐善加美講」として布教を公認され、やがて「大成教禊教」及び「禊教」として教派神道の一部となっていた。

今回紹介する『先師野澤鐵教先生眞傳記』（以下は『野澤伝記』とする）は、井上正鐵が梅田村で開教する以前からの内弟子であり、開教後は寄宿の門人の幹事として統率に

あたった直門筆頭の野澤鐵教（一八一四～一八七五）の伝記である。この書は、明治二十八年刊の小木藤太郎・岸本昌熾共著『教祖井上正鐵大人實伝記』（以下は『実伝記』とする）に「野澤鐵教の伝記に詳らかなり」という一文があつて、その存在が知られてはいたが、本文は確認できなかつた。近年になって、岸本昌熾の遺族である岸本昌良氏（日本大学講師）から、本書はじめ岸本家所蔵の稿本の研究を筆者が委嘱されたことにより、このたび紹介するに至ったものである。

『先師野澤鐵教先生眞傳記』と著者岸本昌熾

『野澤伝記』は、岸本昌熾の著になる資料である。岸本昌熾は、嘉永三年（一八五〇）に、譜代大名の西尾家（江戸

後期には遠江横須賀藩主の藩士であった岸本家の姻戚の本橋家に生まれ、慶応二年（一八六六）に、岸本家の養子になつてゐる。明治十三年（一八八〇）に警視庁等外二等出仕となり、千住警察署にて署員巡查一般に漢学を教授してゐる。その後、明治十九年に宮内省臨時編纂所臨時雇になつたが、二十一年には能水商会を設立し、実業と学問を両立させたものと思われる。二十三年から二十六年までに大蔵省総務局監察課雇を務め、明治四十二年（一九〇九）に六十歳で没した。³⁾ おそらく、千住警察署勤務時代に、当時梅田村で井上家を継いで布教にあたつていた井上祐鐵に入門したのではないかと思われ、祐鐵が指導を受けていた野澤鐵教について「先師」としてその経歴を伝記にまとめたのではないだろうか。また、梅辻規清を教祖とする「神習教二葉教会」も組織しており、井上正鐵と梅辻規清の両方の教化活動に関わつた痕跡がある。⁴⁾

本書の明確な執筆年代は不明だが、野澤鐵教が没した明治八年（一八七五）から妻好美が没する明治二十七年までの間に執筆されたものであり、岸本のライフストーリーから考えると明治二十年ごろではないかと思われる。内容については、当時既刊の伝記類にもその記事がある門中（信徒）周知の事柄に加え、正鐵の遺文や、妻の好美ほか当時存命であつた古参の門中からの聞き書きと思われる記録な

どを編集したものである。今日確認できる史料を参照してみると、いくつかの年代の誤りも存在するが、本書のみが伝える事績も多く、明治前期までの伝承を記録したものであるとして意義深い。底本は、著者自筆の稿本であつて、縦二五cm、横一七cmで、表紙含め三十一丁の縦本であり、片面に八行の罫紙に書かれてゐる。筆者自身の筆による付箋や数回の校正が施されており、本稿は最終校正に基づいて翻刻した。

なお、岸本による著書には、本書や前述の『教祖井上正鐵大人實伝記』のほか、『教祖梅辻規清實記稿本』が知られてゐる。岸本家所蔵本には、未刊の井上祐鐵の伝記三種「井上祐鐵先生年譜草稿」、「井上祐鐵先生年譜」、「井上祐鐵先生伝」と「下谷通志」などがある。

本書の主なエピソード

本書のエピソードは、大きく五つのテーマに分けられる。

- ① 出自と入門の経緯（一丁オから七丁オ）
 - ② 開教の準備と梅田門中の統率（七丁オから十丁オ）
 - ③ 逃避行と京都方面での活動（十丁オから二十一丁オ）
 - ④ 正鐵遠島後の活動と生活（二十二丁オから二十五丁オ）
 - ⑤ 神道説教と教導職補任（二十五丁オから三十丁オ）
- では、これらのテーマごとに、その概略と史料等による

コメントをしておこう。

① 出自と入門の経緯 実父中川富之進が野澤家から養子に入る際の約束による、鐵教自身の家族関係の悩みや、儒学と剣道のどちらを継承するかといった進路の悩みが入門の契機になっていたことが記されている。父と正鐵は、文化十二年（一八一五）からの学友で、転居によって交際が途絶えていたのだが、天保六年（一八三五）に再会し、同席した鐵教は百日間の通学後、諸問題を清算のうえで内弟子となったのだった。これらは、『実伝記』にも記載はあるが、より詳細な状況が明確になった。

② 開教の準備と梅田門中の統率 正鐵が秩父の日野沢や越後を往来しつつ、江戸での開教準備を進めていく補佐をし、天保十一年（一八四〇）四月十五日の開教後は、施設の修理や門人の指導などの幹事役を務めた状況が記されている。他書にはない縦二間横三間の大型の団扇の制作についての師弟の対応の逸話は、リアルでもあり興味深い。

③ 逃避行と京都方面での活動 開教後一年が経って活動が軌道に乗ってきた天保十二年（一八四二）四月に、早くも取締を予想した正鐵は、寄宿の浪人たちを引率しての逃避行を命じた。その指示の際に授けられた書簡は、『遺訓集』にも収録されているが、詳細な旅程や事跡は他書にはない。一ツ木（現在の埼玉県吉見町）、平塚（現在の群

馬県伊勢崎市）、秩父日野沢（現在の埼玉県皆野町）、法久（現在の群馬県藤岡市）といった各地のサテライト門中の活動拠点を經由しつつ、五月十三日に信州飯田下茶屋町伊藤要人^④に到着したが、強盗の嫌疑を受けて町役人により四日間拘留されるというトラブルに巻き込まれた。さらに、木曾路を通って上京し、三条通の支援者宅に寄寓して、綾部藩主九鬼隆都に面会の後、伊勢や奈良を経て、六月中旬から綾部城下の神宮寺村で教会を開設した。さらに宮津を訪れた野澤は、宮津城で世子の本莊宗秀に拝謁して饗応を受け、百両の助成金を授った。さらに、京都で嘆願活動中の加藤勇司（鐵秀）と出会い、その金を折半したあと、同行の浪人たちに旅費を与えて解散させたという。

しかし、史料から見ると、本莊宗秀は、天保十一年（一八四〇）九月に養父の宗發の跡を継いで藩主に就任している、すでに「世子」ではなく、かつ十二年は江戸に在府だった。さらに、白川家に参殿したとする「十一月中旬」も十二年ではなく、翌十三年十一月十五日であることが、白川家文書で確認できる。また、天保十三年（一八四二）十一月二十八日に、再度の取締により井上正鐵は揚屋入りになったため、加藤らが中心になって上京して、白川家入門の形式で金品を納めて、急遽保釈の働きかけをしている。当時、野澤は京都方面にいたと思われ、妻とともに江

戸に帰るため、十四年（一八四三）二月二十四日に白川家に参殿して、京都所司代への妻の女通証文（通行手形）下付の取り次ぎと、給符荷（公用荷物）の取り扱いを願いつた記録がある。

このように、梅田村出立は天保十二年四月としても、京都で加藤らと出会う可能性があったのは天保十三年暮れのことである。また、天保十二年九月には、江戸本所押上にあった白川家江戸執役所から神拝式の仮免許状を授かった記録もあり、四月に出立したものの、その年の九月には一旦江戸へ戻ってきていたようである。おそらく、取締の緊迫感がそれほど大きくない状況だったので、近況などを報告して連絡を取りあったものと思われる。それらからすると、綾部の神宮寺村での活動については、他書に言及されたものはないが、『野澤伝記』が、天保十二年六月中旬から十二月中旬の半年間とする活動期間は、一年半に亘ったものかもしれない。

④ 正鐵遠島後の活動と生活 かつて共に京都方面へ向かった浪人たちとも再会して、秩父や平塚で教会を再興しようとしたことが記され、中川家が牛込に新築した家のことについては、正鐵からの手紙（『遺訓集』巻之五「福之神」）を引用して言及している。弘化二年（一八四五）二月の指導体制の指示で、野澤は「産霊役」筆頭と定められ、

弘化四年（一八四七）九月の上州平塚の渋沢氏宛の書簡では、野澤を招いて新規の門中取り立ての修行を行い、その際に指導者たるべく伝法を受けるようにとの指示が出されたりして、実際に教会再興の活動を行っていた形跡はある。また、安政四年（一八五七）に好美を娶ったとあるが、弘化二年（一八四五）二月の書簡には、「御内方様御安全」の文言もあって、逃避行時の仮の妻「與禰」（よね）と好美（よしみ）の関係は未詳である。

⑤ 神道説教と教導職補任 四谷伊賀町に住んで門人を育成し、明治五年（一八七二）には、教部省の命による神田神社での十日間の神道説教を本莊宗秀とともに勤め上げて公に認められるところとなり、「吐菩加美講」の公然布教が許可されると、権中講義に補任された。しかし、この補任については、毒殺も示唆されるほどの対立があったという。そして明治八年（一八七五）三月二十六日に享年六十二歳で生涯を終えている。

史料から見ると、布教公認の申請は、東宮千別、小川實、大武友康の三人の連名で行われたにもかかわらず、教導職に、東宮が訓導、大武が権訓導に補せられたが、当初小川は補任されなかった。この時、野澤は神道説教において尽力したものの、申請者ではないのに権中講義に補せられたことに、大武知康と大橋反求齋という人物は反感を持って

いた。⁽¹⁶⁾

まとめ

この『野澤伝記』には、幕末期の民衆教化活動の一つである井上正鐵の活動の草創期の実態とともに、教部省・教導設置の頃の調整や対立を含めた「吐苔加美講」の教団内部の実情が詳細に記されている。これにより、野澤鐵教という人物の生涯が明らかになるだけでなく、教派神道の成立前史と、明治初期の宗教行政の成立期における神道教導職の活動の事例を得ることができようであろう。

註

- (1) 『教祖井上正鐵大人實伝記』中巻十五丁。
- (2) 本書のほかには、「井上祐鐵先生年譜草稿」(十五丁)、「井上祐鐵先生年譜」(六丁)、「井上祐鐵先生伝」(本文二二丁)、「賀茂規清大人略伝」(三十六丁)がある。
- (3) 岸本昌良著「岸本誠吉の生涯―岸本家の歴史を探る―」(平成七年)による。
- (4) 岸本家には、「名簿 一葉教会」という記録がある。
- (5) 遺文類は、明治二十年(一八八七)から三十年(一八九七)にかけて刊行された『井上正鐵翁遺訓集』(以下は『遺訓集』とする)全八巻に多数収録されているが、この『野澤伝記』の執筆当時は、まだ完成していない。主だった書簡は、写本が流布していた。

(6)

「教祖梅辻規清實記稿本」については、明治三十年に筆写された東北大学附属図書館狩野文庫本を底本にして、荻原が翻刻した。『梅辻規清伝記資料』(井上正鐵研究会、平成五年)所収。岸本家所蔵本の「賀茂規清大人略伝」が原本であり、東北大学本では省略されている部分もある。

(7)

『遺訓集』巻之三「神勅」。

(8)

この伊藤要人祐像も、正鐵が皆伝を授けて帰郷させてあった者であり、明治に至るまで、江戸の門中が上京する際の經由地となっていた。この人の活動については、荻原稔「禊教備前開教者伊藤祐像とその一門」(明治聖徳記念学会紀要)復刊第四七号、平成二十二年)参照。

(9)

この時期の井上正鐵門中と白川家との交渉については、荻原稔「白川家と江戸の門人―天保年間の井上正鐵遠島をめぐって―」(『神道宗教』第一四三号、平成三年)参照。

(10)

「白川家門人帳」(金光図書館所蔵)。翻刻は、近藤喜博「白川家門人帳」(昭和四十七年)三七二頁。

(11)

この手紙に対する野澤の返信への再応答が、『遺訓集』巻之二「布斗麻迹」である。この書簡は、嘉永元年九月の書簡であることが確定しており、前便の書簡(『遺訓集』巻之五「福之神」)を指して「御引越三付愚意申上候処」と書かれているので、嘉永元年三月の執筆と推定できる。『野澤伝記』にいう新築を行った「此年」とは、弘化四年のことであろう。

(12)

『遺訓集』巻之二「産霊直」。

(13)

『遺訓集』巻之四「葦原の思」。

(14)

大武知康は、明治三年に入門し、東宮の協力者として活動したが、明治六年の吐菩加美講改正の協議に際し、取締の職務を厳しく行うことを主張し、妥協して統一を図ろうという東宮とも意見が合わず、結局離脱することになった。東宮鐵麻呂「東宮千別大人年譜」（明治三十四年）十六頁による。

(15)

東京大学総合図書館所蔵の『特選神名牒』の奥書には、「明治十三年庚辰三月廿四日於式部寮公事謄寫之以余暇之 六十九翁大橋反求齋」とあり、明治十三年に六十九歳で存命とわかる。

(16)

この事情については、前掲「東宮千別大人年譜」の十一から十二頁には、「野澤氏ノ此ク特遇セラレシハ、氏ハ正鐵翁ノ高弟ニシテ、前日神田神社社頭説教ノヨリ盡方セシニ依リ、大人（東宮千別一引用者）ハ自ら謙シテ敢テ首座ニ居ラズ、之ヲ推選シタルト、當時教部省出仕ニテ吐菩加美講掛員ナリシ中教正本莊宗秀氏ノ舊臣ナリシトニ依リテナリ、然レドモ小川氏ガ最初ヨリノ同志者ニテ功勞少カラズ、願書ニモ副署セシ程ナルニ、却テ此ノ選ニ漏レ、野澤氏ガ殊功ナクシテ、特ニ上級ニ補セラレシヲ以テ、大武氏等ハ甚ダ其處置ノ不公平ナルヲ憤リ、大ニ本莊氏ニ迫ル所アラントセシガ、大人切りニ論シテ之ヲ止メシメタリト云フ」とある。

（東京都立青峰学園主幹教諭）

先師野澤鐵教先生真傳記

- ・ 底本は、岸本昌熾自筆本である。
- ・ 底本の丁数は、「何丁オ・ウ」で表した。オは表ページ、ウは裏ページを表す。
- ・ 本文は、原本の自筆校正に従った。
- ・ 崩し字は、正字体にしたが、通用の字体と同じものはそのまま用いた。カタカナ・ひらがなは、そのまま用い、変体仮名はひらがなとした。
- ・ 割注及び底本にある振り仮名は（ ）内に記した。
- ・ 明らかな誤字には、正しい用字を（ ）で補った。
- ・ 句読点は、読解の便のため、萩原が付した。

「先師野澤鐵教先生真傳記 原稿（表紙）」

先師野澤鐵教先生真傳記

先師野澤先生は、武州江戸の人にして本と幕府の家人なり。初め其名を鹿鐵と曰ふ。後鐵教と改む。小字を主馬と曰ふ。玄昇と號す。文化十年癸酉、近郊鳴子村に生る。父を中川富之進と曰ふ。富之進は本と幕人野澤某（二丁オ）の長男なりしか、中川氏子なくして、野澤氏一子富之進を生む時に両氏は偶々相隣りたりき。富之進五歳の頃、中川氏之を切望して止まざれば、故らに慈愛を加へて之を馴れしめ、以て己れの嗣子と為んと欲し、後屢々其意を野澤氏に示せども、肯はずして曰く、吾れ唯々一子なり、如何ぞ之を他家に與へむやと。尚ほ切に請ふて止まざれば、野澤氏試みに吾か子に其實（二丁ウ）を告ぐ。富之進曰く、是れ吾か素

願なり。若し許されされは、予れ家を出て僧と為んのみと。父子の答へ意外に出てたれば、乃ち已むを得ずして、中川氏と相約して曰く、此子將來子を挙げば、其男女なると其嫡たるを論ぜず、必ず取て野澤家の嗣子と為さんとすと。乃ち之を中川氏に與ふ。時に年十二なり。富之進年十九に至り、妻を娶り一男を生む。即ち先師鐵教先生なり。前約に従ひ、以て野澤家の嗣子と為す。故に其姓を冒して野澤氏と曰ふ。然れども、當時両家（二丁オ）相争ふて、紛紜未だ止まざりき。先生、性英敏豪毅、幼にして群童と殊なる所あり。長して昌平學儒員内山某の門に入り儒道を學ひ、螢雪努力する所ありて、嶄然として忽ち頭角を顯はす。又武人小島某に就て劍技を習ふ。出藍の誉あり。年弱冠に及んで業益々進む。二師乃ち大に望を先生に屬し、各自の道を傳て、以て互に其後を継かしめんとす。先生文武二道其孰れを撰ひて専門とすへきや、未だ自ら決する所あらず。之に加ふるに、両家孰れの嗣子たるべきや、猶ほ未だ（二丁ウ）定らざるの事あり。故に意氣少しく沮喪す。之を父に謀るに、父も亦之を處するに苦しみ、荏苒唯々時を移すのみなりき。是より先、文化十二年乙亥の頃、教祖井上大人既に隣里に寓して賣卜を以て業と為す。富之進も亦恒に易術を嗜ミけれハ、相互に交通して遂に益友と為り、種々の事ともまて相謀りたりしが、後大人は去て他國に漫遊しければ、富之進は其頼る所を失ひしに、今又此事を生じて自ら決すること能はず。范然と（三丁オ）して嘆じて、茲に東円大人をして在らば、共に謀りて其事を決せん者をと云ひしが、一日大人が日本橋檜物町に在りと聞き、乃ち大に悦び直ちに往て其實を告げ、且其教を請ひしかば、曰く先つ其人を我に見せしめよと。翌日直ちに先生を従へて到れハ、大人一見して嗚呼斯の人よと大息し、良々久くして大に悦て曰く、聞く所の如んば、則（三丁ウ）ち今子

が深く憂ふる所の者は事反て小にして、其家を續くことは両家孰れを撰ぶも可なり。寧ろ之を放棄するの優れるに若ず。又其文武に於るは、其道の孰れを修むるも亦不可なきなり。丈夫の世に居るや、惟り此等の小事に區々として身を委ぬ可からず。他に亦大道のあるあらん。蓋ぞ之を求めざるや。先生傍らに在て之を聞て熟々惟ふに、古語に曰ふ、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終わりなりと。然れば名を續（四丁オ）き統を垂る、は亦大道なり。又文武の伎藝を學ぶは、猶ほ鳥の兩翼、車の兩輪あるが如くにして、大道を踏むの手段ならん。而るに今斯く述べらる、は甚た吾れの解せざる所なりと。心竊に疑念を懷きたれば、乃ち激して問て曰く、今先生の所謂大道とは其何の所に在る乎。請ふ之を示されんことをと。大人笑て答へず。頃ありて懇切に神道の大義を説論されしかば、兩人共に之を聞て、大に悦伏せり。乃ち富之進、大人に請ふて曰く、願くは吾か兒を先生の膝下（四丁ウ）に置き、其道を得させられんことをと。大人曰く、先つ暫らく予が門に通學せしむべしと。時に天保六年乙未三月、先生年二十二なり。是より夜々鳴子村より檜物町に通學すること一百餘日、一日も間断なかりしなり。時に先生郷里に於て村童を集め習字の教授を為しければ、晝間は寸隙の暇なく、故に毎日晡時より晴雨を別たず、鞋を穿ち傘を携へ、數里の途を徒步して大人の門に到る頃ひは既に初更を過ぎ、教義終りて家に還る時は往々五更に至ること（五丁オ）あり、或は全く夜明ることもありたりと云ふ。遂に意を決して父に請ふて曰く、兎今より文武の志を絶ち又養子の縁を棄て、將に此より一身を神道に投し、以て井上師に従んとすと。父其言ふ所に任ず。然れども嚮に野澤家の嗣子たるの前約あれば之を彼に告ぐ。彼亦其意の堅く動かす能はざるを知りて遂に亦争はざりき。其別れに臨て金百両を出

し、是を興へて曰く、是れ吾が訣別の紀念の微意なりと。先生乃ち謝して曰く、事此に至りしは是獨り吾か意（五丁ウ）に出でし者にして深く恩義に背く者の如し、而るに吾が願ひを容れうれしのみならず、今亦此恩賜金あり、實に感佩に堪へず。謹て其厚意のある所を受けて、此金は吾が既に拝受せし物として、之を他の用に充られなば、幸福はより大なる者あらんやと。相互に涙を流し、遂に金を辭謝して別る。是に於て先生積年の重荷を解き、胸懷障りなく疑念一決し、鋭氣他日に倍し、將に之を大人に示して、以て素志のある所を表はさんとす。心窃に謂（六丁オ）らく、大人斯の決断處置の事を知らは、當に大に賞賛せらるべしと。意氣揚々として大人の許に至り、実を以て告げたれハ、大人曰く、汝今終に其の片脚を吾が教法に踏入れたりと思ひきが因らざりき。此一言ありとはと、先生深く心に恥ち、乃ち容を改め禮を正くし、且請て曰く、吾身命をも抛ち慎て其教を受けん、更めて師弟の約を結び、入室の法弟と為らんことをと。大人乃ち之を許されたり。是より隨身法弟となり、親しく大人夫婦に事へたりき。先生の來るや、家に妻子を遣す故に、父兄等交々來りて其帰んこ（六丁ウ）とを數々來り促せども、唯々妻子を託して遂に其意に従はざりき。天保八年丁酉、師家神田本銀町に移る。又同年四月十七日火災に罹り阿玉が池に轉ず。先生日夜苦を管め辛を忍び精神を凝らして師家の事を務め、又自ら力を學業に盡し、意を教義に注ぎ、未だ曾て一日も外物の為め心を奪はる、ことなく勤勉止まざりき。一日沈思黙考一心不乱にして、更に身を忘れたるが如し。時に神田神社の祭典に属せり。大人の配男也子、先生を慰藉して曰く、今宵祭典最も賑はし。汝盍出て積日（七丁オ）の鬱悶を散せざるやと。尚ほ凝然として坐し、唯々調息を凝らすのみなり。夜三更に至る頃ひ、遂に大人より神傳を授けられたり

と云ふ。時に六月十五日なり。是よりの後は、師家の居住恒に定まらずして、大人多くは外に在り、或は上京し、或は日野澤及び越後に漫遊せしが故に、先生も或時は大人に従ひて往き、又或時は家に還りて居り、斯くあること殆と三年の久しきに至り、遂に天保十一年三月二日、大人越後地方より江戸に回り、難波町に寓し、（七丁ウ）今より將に梅田に至り開教すること有らんとす。乃ち先生も亦來りて大人に従ひ、其準備に力を盡されたりき。四月十五日に至り、大人家族を挈けて梅田に移る。先生も亦從て往きたり。是より専ら敷教に従事す。又幹事を務め、日々社中の人を制し、率先して他の門生を指揮し、内外総ての處理を擔當す。初め此に移りしときハ社内大に荒廢を極め、社殿屋宇は破壊朽漏し、社房は上漏下濕して墻壁も亦無きが如し。殆と居住すべからざりしに、其（八丁オ）の修理多くは先生の斡旋に成る。其の資亦出す所あり、為めに家を傾けたりと云ふ。然れとも往々事巧みに失ふて、大人の意協はざりしこと之れ有り。一夏方に炎暑に属し室内熱甚しく衆皆修行に堪へ難ければ、先生乃ち此に一工夫を凝らして、縦二間横三間の巨大なる團扇を製造し、之を梁（はり）に懸けて自由に運轉せしめ、室内の苦熱を掃はしめたり。大人還り之を見て曰く、是れ亦野澤の所為なる乎。外形の熱を拂ふに益あるも、決し（八丁ウ）て内部の穢を祓ふに用なしと。而して其之を用ゆるに於ては敢て否まざりしと云ふ。大人恒に人に語て曰く、鐵教は才智あり學藝あり口辯も亦あり、教義に熟達して信心全きを得、實に得難きの人物なり。此人に非ざれば、決して中人以上公家諸侯に至るまで悉く教化すること能はずと。此頃先生は或は梅田に在り、或は鳴子村の家より通勤して教務に従事せられしが、或時家に在て瘡を患ふ。大人之を聞て一（九丁オ）首の歌を贈る。歌に曰く、

ふるべなるおこり位に腰た、ぬ

鳴子笑子(多びす)は鯛やつりけん

先生此歌を見て直ちに梅田社に造りければ、大人其顔色を見て一言をも発せず、突然推して池に擠しけり。先生池より這上りて曰く、此の不意には癡も驚きて必ず落つべし。果たして痊へたりき。後年を越て亦同病に罹る。又大人の許に造りければ、這回は(九丁ウ)卒爾として掴み付き魅力を為せり。稍々揉み合ふ内、先生曰く、氣が付きたれば癡は落ちまじと。大人曰く、嗚呼遺憾なり、祓を能く唱ふに若すと。祓を唱へて遂に癒へたりと云ふ。此頃、梅田社内は敷教盛大にして門人信徒大に進み、最も賑はれて皆悦ばしかりしが、大人には法難の來らんことを豫知せられて、獨り憂ひに沈みけり。乃ち密かに先生を膝下に招き、事の詳細を告て曰く、予れ熟々惟(十丁オ)ふに官疑愈々深くして、法難將に來らんとす。若し其時に至らば、茲に甚だ心二掛ることあり。即ち社中寄留の浮浪士數名なり。浮浪は固より無資無産にして飄蓬依る所無きの徒なれば、何方へ遣るべき方法もなし。然れども彼の浮浪士の在るが為めに、官に對して其辨明に苦しむは必ずせり。若し亦吾不幸にして、永く圜中の人たらば、誰か彼等に其方向を示す者あらんや。故に今汝に托し、彼等を引率して以て諸國を歴遊せしめむとす。(十丁ウ)且懇切に論して曰く、此行や歸るに期なく、依るに處なく、所謂蓬轉萍遊なる者なれば、早晚志の達し得るは今より豫知すること能はず。さすれば、其間幾多の障害困難に逢ふことも亦免るべからずと雖、壯年男子のみにては或は世人の怪みあるも亦多からんか。幸ひ茲に吾が門中に一婦人あり。其名を與禰と曰ふ。性貞順にして、恒に能く吾か法を信せり。予れ之を其両親に謀るに敢て異議なし。今汝之を妻と為し、携へて中饋薪水の勞を執らせ、且旅中の助けと為(十一丁オ)せよと。

云ひ終りて又曰く、かく云ふ所以の者は予れに深く慮る所ありてなり。法を弘むる者の遭難ありしは古人其例少なからず。予も亦將に汝に別れては再たひ會ふことを期すべからざらむとす。予が護持する所の法は悉皆傳授すべしと言ひ訖りて、至情顔面に溢れ相互に熱涙を垂れ、遺憾遣る方なく袖を沾しつくし、大人懷中より一篇の書と國歌一首とを把て先生に與へられたりき。其文に曰く(十一丁ウ)。

此度、神明の告により、野澤并妻女兩人、信州伊奈郡要人(伊藤祐像なり)方、夫より越後國江修行に旅立候やう神ちよく候也。かならずむけたひらげたまへ。おこたることなかれ。

正 鐵

皇御孫あまくだします御心は

じひかなさけかあわれなりけり

先生時に二十九。實に天保十二年辛丑(十二丁オ)四月某日なり。先生の一行は皆道士の扮装を為して、神田小川町旗下加藤龍三郎の邸宅を出つ。其人員は先生夫婦と従者神代左門、四分一傳、森齋宮他二名を合せて總て七名なり。途を中山道に取りて四月十五日に大宮驛に抵る。夫より一ツ木平塚二村を経て、秩父の山中に入り日野澤村に抵り、社員中庭西二の家に宿す。茲に滞留すること數日、去て又上州甘楽郡法久村に抵り、同門新井全二の家に宿す。居ること數日、去て信州地方に(十二丁ウ)向ふ。沿道神社を參拝して、遂に飯田驛下茶屋町伊藤要人の家に著したり。時に五月十三日なりき。是に於て突然嫌疑危難の事起れり。一日夕の頃、町役人數名夥多の下役を引率して來り、將に一行の身上を糺さんとす。先其の所持品を検査して、遂に家主及び先生以下三人を拘引せり。到れば則ち胥吏要人を叱して曰く、汝ち異様の旅客を延て宿せしめんとす。彼等は何人ぞ。要人曰く、是れ余が舊

知にして江戸の人なり。他意ある者に非ず。畏くも我が 皇國の神道を修(十三丁才)「めんが為に大社参拝を為す者にして、途次吾が家に過りしなり」と。言未だ畢らざるに下卒どもは各自に繩物を取り縛せんとする勢ひなりしが、先生等の両刀を帯ぶるを視て少しく逡巡せしが、先生乃ち從容として徐ろに曰く、貴兄等何の故ありて斯く輕拳せむとするや。若し吾等一行に係る者ならば、將に縛して以(十三丁才)「て有司に致さんとす。汝等之を免かれんとならば、速かに姓名郷閭及び此に至る所以の故を具申して假偽すること無るべし」と。先生乃ち告るに實を以てし、且一牒を示して曰く、是れ吾等が大社参拝するの證にして、其印影は則ち既に詣てし所の各神社官司の押捺せし者なり」と。曰く然らば其負ふ所の笈中に藏せし鍋釜紙幡釣具鎌等は、汝等神道を修するに何の要ありや。曰く鍋釜紙幡は野宿の用に供し、釣具はそも神代の時に當り(十四丁才)「て事代主神出雲の伊保の碕に釣らせ玉ひしに倣ひ、鎌は中臣祓に所謂焼鎌(やかま)の敏鎌(とこま)もて打拂(うちばら)ふことの如くとあるに因み、日々夜々に作り犯せる罪穢を此鎌もて吾が心田を切拂ふためなりと喋々述て辯明したれば、曰く果して然らば汝が言理なきに非ず。然れども尚ほ調査する所あれば暫らく拘留すと。乃ち之を護送して伊藤要人の家に拘留す。又數人の監視人置て晝夜交番せむ。一日先生監視等に謂て曰く、貴兄等の勤むる所は則ち我等を警衛するに在らん。我等の職は皇國の神教を修むるに在れば、其道を説くを以て勤めと為す。さすれば吾れ將に神神(道)教義を為すべし。貴兄等試みに之を聴よと。是より日夜懇切に大祓を講釋して神道の大義を知らしめたれば、彼等も亦悟る所ありたりと云ふ。茲に彼の嫌疑の由て生ぜし所以を尋ぬるに、此を距る三里許にして某所に一寺

院あり。先生等の一行前日に此地を過るの前宵に於て賊あり。其の數名(十四丁才)「皆武士體に扮装して該寺院に押入り、多くの金銀財寶を強奪し去る。故に近傍探索頗る嚴なりしが、先生等の一行亦方に其の際に遭遇したるが為めに、斯く深く嫌疑を蒙りたりと。幾く程もなくして、官吏全く其別人なるを知り、十七日に至り先生等の一行を解釋して皆還放せりと云ふ。既にして下茶屋町伊藤要人の家を出て、途を轉して木曾路に向ふ。是より山嶽を跋涉し、沿道大社を禮拜して、其間幾多の困難を極め遂に京師に抵り、三條通に宿し、伊藤與五(十五丁才)「太郎に頼り、或は公卿小路を頼して訪ひ、或は九鬼少輔に見へて謀る所ありたりき。其事多くは大人の為めに盡すに在り」と。時に少輔赤飯を饗して、一首の歌を副ふ。先生も亦歌を詠て之を謝す。其歌に曰く、

尊ふとくも神の來ると聞しゆへ

まつたてまつる赤のをまんま

君か赤き思し飯をばたまわりて

あつきころを甘はしく喰(十五丁才)「

為めに留まること數日、去て伊勢に詣て神宮に礼拝し、奈良に往て春日神社を拝し、遂に六月中旬、丹波國綾部に抵り、近郷神宮寺村に於て初めて教會を開き、細野保、長坂某等を補助と為し、日々夜々に教義を修す。日を追ひ月を重ぬるに及びて、漸く盛大なるに至りたりき。其間苦を管め辛を忍び、又其多忙の甚きは實に筆舌の及ぶ所に非ず。蓋し教師僮僕の差別なく、朝に山に入て薪を採り、暮に流に臨て水を汲み、或は春き或(十六丁才)「は炊き、急書を認むる者もあり、急使に馳する者もあり、内に講する者もあり、外に説く者もあり、固より少數の人にして、加ふるに浮浪士の無資無産なれば、資料多くは他を仰かざるを得ず。一日先生宮津の城下に往き一旅館に投し、藩士小納戸役荒川某に頼

り、一書を世子本庄宗秀へ呈せむとす。時に使丁等其外貌の粗悪なるを視て、異口同音に笑ひつゝ、謂て曰く。貴客の如き乞丐に似たる體たらくにして、何ぞ領主へ書を献ず（十六丁ウ）るを得んやと。先生大喝叱して之を遣る。侯自ら其書を展き、大に悦て獨り謂らく、彼れは予が同門の法弟なれとも、奈何せん。今予は當主に在らざれば、直ちに之を殿中に延き見へて、以て其望を達せしむること能はずと。乃ち近侍頭某に謀りて曰く、彼等の一行は東國に在し同門の法弟なり。惟り自ら來りて予に頼るに非ずして、實は予より特に彼等を召喚せしなり。然れば我れ切に彼等を保護せざるを得ざりしが、其後師（十七丁オ）の事變起りて幕府の深く嫌疑する所となり。既に江戸上第より我に報告ありて以て顧慮する所あらしむ。故に予れ是迄ハ陰に彼等を保護し置きたりしが、今又幕府嚴に諸國に禁令して浮浪の士を養ふことなからしむ。若し犯す者あらば、法を以て罰せんといふ布告あるに會す。（是れ水野越前守の嚴制に由る）是れ已むを得ざるの事なれば、將に彼等の一行を放ち去んとす。就ては一日彼を殿中に延き見て以て別れを告んと欲す。且つ聊か金を與へざるを得ず、汝能く是を計れよ（十七丁ウ）と。近侍頭直ちに其命に従ひ、特に松田某を使者と爲し、禮服（麻上下）を齎らして其旅館に至らしめたりき。館主等之を見て大に驚きたりと云ふ。先生禮服を着用して殿中に出つ。侯之を其室に延き、大に饗應せり。或は舟を浮べて釣遊し、或は銃を携へて遊獵す。大に愉快を極めしめ、夜に入りて還る。其去るに臨て、侯先生に謂て曰く、予は子と同門の法弟たり。長く子を客遇して聊か保護すること有らんと欲すれとも奈何せん。惟り予が思慮に任せざるこ（十八丁オ）と有り。加ふるに幕命も亦嚴なれば、子幸に予が意を諒せよと。茲に金一百両（當時一時通用を留めたる一朱銀なりと云ふ）を出し之を與へて、

且告て曰く、是れ誠に予が微意なり。師の法難を救ふが爲めの費を助る耶、若くは子が旅中の路資と爲せよと。先生之を拝受して去り、復た綾部に還りたりき。既にして十一月中旬に至り、神宮寺村の教會所を閉ち、去て京師に上り、神祇伯白川殿に就て神道の免許牒を受く。是時に當て関東に於ては大人法難に遭遇し事急（十八丁ウ）を告ぐ。因て頻りに門弟等百方盡力奔走して救免の寬典あらんと謀る。既に加藤勇司は上京して將に之を白川殿に請ひ、或は公卿に謀りて、以て大人の法難を救はんとなす。偶々先生と邂逅す。勇司曰く、今や大人法難に罹り其事急なり。故に來りて其救免の方法を計らんとして、日夜之を白川殿或は諸公卿に遊説すると雖、幕府の盛威強大にして、公卿諸侯は容易に容喙する能はず。然るを況んや、人情日に輕薄なるの時に於てをや。是の時に乘して、財寶を（十九丁オ）以て彼等を誘へは若くは吾が望を果すやも計り難し。苞苴を行ふは心に恥るなきに非ざれども、亦窮時の一策なれば亦之を嫌ふに違あらず。然れども之が資に置ききを奈何せんと。先生曰く、憂ふることなかれ。我に金あり。是れ伯州侯が贈られたるものなり。吾も亦別に計る所あれば茲に其半を以て君に分たん。君是を以て其爲んと欲する所を爲せと。金五十兩を出し、彼に渡して別を告ぐ。時に十一月二十三日なりき。後ち十二月二十六日に至り、神祇伯白川家より南大路左兵衛（十九丁ウ）を江戸に派遣して寺社奉行就て其寬典を乞しめたるも、蓋し是等の與りて力ある所ならん歟。是の時に當りて幕府の禁令益々嚴にして浮浪の士を驅る愈々酷なり。爲めに先生も一行の者とも共に遊歴することの難きを知り、乃ち隨身の者に告て曰く、爾來卿等苦辛艱難を厭はず能く我に従ひたるも、今幕令嚴にして同行すること能はず、是より散じて各々其意の向ふ所に任せむと。乃ち應分の費を與へて別れを告げたり（二十丁

オ)き。是より先生夫婦は京師を去て遠州濱松に抵り、夫より途を轉して信州地方に入り、飯田驛堀大和の守の家臣須藤某(小島莊左衛門の門弟なり)の家に抵り、劍道指南の助手を爲す。翌十三年正月去て江戸に回り、芝窪町津山藩邸内小島莊左衛門の家に潜居し、又三田法性院に隠れ居れり。名を改めて中川市之丞と曰ふ。此頃大人は第一の法難も其辨明既に相立ち、釋保を得て帰村せられたりき。二月二十日に至り、大人神殿に籠り教義の旨趣を書して官に奉呈す。時に先生(二十丁ウ)の身は破門の體なれば、公然來りて其事に關すること能はざりしも、陰かに往來して其勞を助けたり。又大人第二の法難に罹りて、内地を離るゝの際に至りても亦窃に往て別れを告げたりと云ふ。或は此等の事どもは有るべきに非すと曰ふ者あれとも、當時既に都下に在りせば、設ひ其身は破門たるも、師弟の情斯くあるべきは亦至當ならん歟。大人既に内地を去られ、而して其教法も亦官の嚴禁する所たれば門中の人々は東西左右(二十一丁オ)に散乱して、本との姿は更にあらざりき。先生も暫らく都下に潜伏せしが、嚮に京師に於て別れたる浮浪士等が復た來りて先生を訪ふに會す。先生又之を従へ秩父の山中に入りて、將に同門を聚めて教會を開かんとす。然れども固より一錢一粒の貯へなければ亦如何とも為し難く、一日知人某(秩父三十三番觀音の堂守なり)に頼りて小豆一苞を得て、毎日此一品を食して外何物をも用ゐざること數十日の間なりしが、因て身體髮膚衣裳に至るまで悉皆小豆の香に化(二十一丁ウ)せざる所なかりしと云ふ。其困難なること他は推て知るべし。既にして山中を出て、上州平塚一ツ木等の社友と相謀り、教會を起さんとして亦成らず、遂に鳴子村の家に還りたりき。此年先生中川氏の事に與かり、牛込に於て家を新築す。時に人あり、先生を讒して之を遙に大人の許へ報告す。大人之を見て大に怒り、乃

ち書を贈て教誡して曰く、汝今家を新築して移ると聞きたれば予れ汝に一言せんとす。夫れ家を造るの法は宜しく神道の歌(歌に曰く神道はまる木柱にかやの(二十二丁オ)屋根すのこの根太に建し御鏡)の如くすべし。故に内に質素清淨にして外を美麗に飾る可らず。若し然らざれば則ち神慮に叶ふまじ。兎角汝の性質は表を張るを好て人に劣るを嫌ふの癖あり。故に恒に苦しみ多くして樂しみ少なし。遂に笑を多くの人に受く。凡て人の家と人の心は内清淨にして外飾らず、貧乏神は外へ放逐して福の神は内に祭るべし。然るに今の世の人は之に反す。其反する所の者が、世の中の大病なり。此大病を癒せしめんと盡力する者は即ち神明(二十一丁ウ)なり。其看護の補助をする者は即ち汝なり。然るに汝今其役を勤めずして、徒に外を美麗にして内を清淨にすることを為さず。然る而巳ならず、之を建るに民の肉を以てし、之に塗るに民の血を以てすることあらば、斯の如き穢れ屋には神は宿らず。見るも忌々しき事ともなり。聞くが若(如)く、今汝の家が果たして民の血肉を以て造りたる者ならば、忽ち之を破壊して以て人に與ふるに若す。是れ亦好き身褻なり。汝恒に汝の役を勤め守らば、今は乞食小舎の(二十三丁オ)如く建置も、後には必ず仁德帝の歌の如く、周の文王の靈臺靈囿の如く、信者子の如く來りて美麗なる家を建ることあるべし。之を待ずして、自ら強て之を造らむとせば、徒に人の笑を招くのみ。荒弧敝衣に起臥を為すとも、信心修行を勤めなば罪障烟滅して神慮に叶ひ、運開き法弘まること疑ひなし。是子が願なり。汝宜しく猛省すべしと。先生之を(二十三丁ウ)見て大に驚歎したりと云ふ。蓋し是れ讒者あるによりて示されたる教訓なりと雖、一々服膺すべし。昔者魏の文侯の謗書一篋を樂羊に示すといふことあり。後或人三宅島に至りて大人の遺書を檢するに、篋中謗書の多きには實に驚き

たりと云ふ。先生はより麻布日が窪に移り、醫を以て業と爲す。號して玄昇と曰（二十四丁オ）ふ。數年の後、安政四年丁巳年、先生四十五。阿州藩士足立一平の養女を娶る。其名を好美（よしみ）と曰ふ。時に二十九。今の寡婦中川好美是れなり。好美ハ性貞順にして、恒に能く中饋薪水の餘暇を以て教義を學ぶ。然れども一日夫婦互に法談を以て相争ふことあり。遂に怒りて言を交へざるこゝ、三日の久しきに至る。先生謂らく、婦女子なる者は斯く執拗（いごち）なる者乎と。如何にも笑ひに堪へざれども聲を發し難く、又堪へ難（二十四丁ウ）くもありて、戸外に出て芋圃の蔭に於て獨り大に笑ひけり。方に門人來り、訪ふに會す。之を見て怪み問へければ、先生乃ち實を以て答ふ。門人曰く、吾も亦家紛ありて教を先生に乞はんとして來れり、今先生の事を聞きて大に悟る所あれば、復た問ふの要なしと。堂に上らずして去る。是よりの後は、先生居住を轉ずること數回、遂に四ツ谷伊賀町に地を求め家を新築して、修（終）身茲に居住を定めたり。時に

壬申八月廿二日

壬申八月廿二日

時に明治五年壬申八月なり。是に於て吾が教法の基礎立ち、始めて世に顯はる。此際本莊宗秀侯及び先生等主とし（二十七丁オ）て大に盡力せり。初め明治四年神祇官を改めて神祇省と爲し、又五年神祇省を廢してさらに教部省を置かるゝに當て、其神佛教法を支配せらるゝや、我神道に東西二部の管長あり。東部は近衛忠房之を司り、西部は千家尊福之を司る。而して其大教院を芝増上寺に置き、神道教會所を神田明神社、芝神明社、金比羅社の三所に置く。而して吾が吐善加美講は、多く神田明神社内に集會す。時に神道一般集會して、十日を一期とし神道説教を神田明神社に於て開きたりき。是に於て我が吐（二十七丁ウ）善加美講に主として説教を爲す者は、本莊宗秀侯及び先生の二名なりき。當時我が吐善加美講は未だ世に顯はれざれば、隨て其教員も亦職位な

く、人の擯斥する所たり。故に先生獨り本部及び三所の教會に列席するのみなれば、同門信徒の修行も亦隨て十分ならざりしが、今此公會を開き、其當日に至るや、同門信徒等は之を聞て大に悦て曰く、時機至れり往くべしと四方より來り聴聞する者、其初日に五六百人なり。日を遂て其數増加したりと（二十八丁才）雖、亦甚だ靜肅なり。而して他の神道は之に反して、其聴衆我が十分の一に過ぎずして、且つ日に一日よりも減少するのみなるが、甚だ喧囂なり。甚しきは神官聴衆を促すに至れり。時に管長等日々巡回して我が聴衆の夥多なるを視て、大に感ずる所あり。遂に公然敷教を官許せられたりき。是我が教祖傳來の教法の開始なり。又爲めに本莊宗秀侯中講義〔中教正〕に命ぜられ、先生も亦權中講義を拜命し、烏帽子淨衣を賜はる。又候酷暑に當る。略して、かく衣を許（二十八丁ウ）されたり。時に第三日

なり、既にして期終り、後我が教會所を上野東照宮社内に移したりと云ふ。斯く先生の名聲日々益々高く、上に周旋して其功を奏し、下を調停して其和を致す。此間其用事の繁忙なること勝て計ふ可からず。甚しきは書者筆を措かざること三晝夜なりと云ふ。かく我が教法に盡力するも其有功を知らずして、茲に同門中に妬心を起し、其對敵に立て妨害を爲す者あり。土屋藩士大橋反求齋、彦根藩醫士大竹友安二名、威名陰權あ（二十九丁才）りと聞て之に頼り、事を計りたりしが事遂に成らず、唯々人を疵け且吾が教法を衰微ならしむるに止るのみなりし。其間彼等と先生との葛藤紛糾は死生に係り、言ふに忍びざる者あり。一日大竹友安謂て曰く、予は醫士なり。嘗て吾が醫術を以て貴顕を害せしことあり。野澤氏何者ぞ。彼を死活するは其易きこと猶ほ掌を反すが如しと。時に人あり。之を聞て大に愕き、以て先生に告げ、其家に到らざらんことを請ふ。先生笑て曰く、予れ亦（二十九丁ウ）何ぞ彼

が如きを畏れんやと。到れば必ず多く食ひ、長く啜りたりと云ふ。遂に其の害に遇ふこと無かりしも、天年を與へずして、其志を充分に達せしめず。終に明治八年三月二十六日を以て歳六十三にして溘然として逝く。噫惜い哉。

先師野澤鐵教先生真傳記 終（三十丁才）